

「東久留米市公共下水道プラン」第2次（素案）」と「東久留米市下水道事業経営戦略2021（素案）」に関するパブリックコメント

（ご意見）を募集します

東久留米市下水道事業の指針となる現行の「東久留米市公共下水道プラン」が令和2年度末で計画終期を迎え、次期計画を策定するに当たり、市では「東久留米市公共下水道プラン策定委員会」において「東久留米市公共下水道プラン」第2次（素案）」を作成しましたので、この2つの案に関する皆さんのご意見を募集します。

また、併せて、中長期的な針となる現行の「東久留米市公共下水道事業経営の基本計画」となる「東久留米市下水道事業経営戦略2021（素案）」を作成しましたので、この2つの案に関する皆さんのご意見を募集します。

【意見の提出方法】閲覧期間中に（必着、「東久留米市公共下水道プラン」第2次（素案）」への意見または「東久留米市下水道事業経営戦略2021（素案）」への意見と明記して、住所氏名・年代（例：30代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所施設建設課宛て郵送、直接持参、または電子メール（higashikurumei@city.higashikurumei.lg.jp）で提出してください。

※電話や来庁による口頭のご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報保護の観点から、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんのであらかじめご了承ください。詳しくは施設建設課 ☎470-7758へ。

「東久留米市農業振興計画中間見直し（素案）」に関するパブリックコメント（ご意見）を募集します

平成28年3月策定の10カ年計画「東久留米市農業振興計画」について、計画の中間年である令和2年度に中間見直しを行っています。

昨今の都市農業を取り巻く情勢の変化に対応し、本市農業のさらなる振興を図るため、農業者・学識経験者・公募市民などで構成する「東久留米市農業振興計画推進委員会」などで検討を重ね、「東久留米市農業振興計画中間見直し」の素案を作成しましたので、同案に関する皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】12月25日（金）～31日（月）

市役所産業政策課（市役所6階）に、産業政策課（市役所5階）市政情報コーナー（同一階）7811、または電子メール（sanyosai@city.higashikurumei.lg.jp）で提出してください。

※電話や来庁による口頭のご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報保護の観点から、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんのであらかじめご了承ください。詳しくは産業政策課 ☎470-7743へ。



国民年金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除申請が可能です

日本年金機構では、国民年金保険料免除の特例として、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した方について、国民年金保険料の免除申請が可能です。

【申請の対象となる期間】元年度分（22年2月分～6月分）および2年度分（22年7月分～3年6月分）の国民年金保険料

【対象】次のすべてに該当する方

①22年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方

②22年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

申請方法など、詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004または武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411へ。

小児慢性特定疾病医療費助成・難病医療費助成制度の更新手続きについて

小児慢性特定疾病医療費助成、難病医療費助成の医療券（受給者証）をお持ちで、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。受給者証の有効期間が2022年3月1日～3年2月28日の間に満了する方については、有効期間の満了日を1年間延長（自動更新）としておりますが、3年3月以降に有効期間が満了する受給者証をお持ちの方からは、通常の更新手続きの受け付けが再開されます。

更新に必要な書類などは都から郵送されます。早めにご準備をお願いします。更新期間内には、更新手続きをしないと医療費助成を受けられなくなります。ご注意ください。

【受付時間・場所】開庁日の午前8時半～正午と午後1時～5時に障害福祉課（市役所1階）で

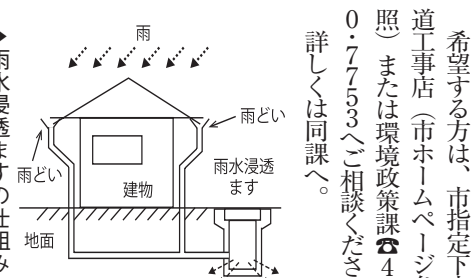
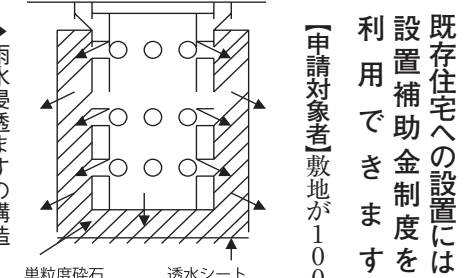
詳しくは同課 ☎470-7747、ファクス（475-8181）へ。

野外焼却は禁止されています

一般廃棄物（家庭ごみなど）を法令など（※）により焼却設備を使用し、認められた焼却設備を使用しない焼却すること（例：ドラム缶や一斗缶、ブロックや鉄板の囲いでの焼却など）は禁止されています。また、産業廃棄物も、法令などで処理方法が定められており、野外焼却は禁止とされています。※法令など：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

湧水や河川を守るために 宅地内の「雨水浸透ます」の設置にご協力を

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水を涵養する効果が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんの協力をお願いします。



ライジングサン

市長 並木克巳

今年も残りわずかとなりました。年頭のあいさつでは市制施行50周年やオリンピック・パラリンピックが開催される輝かしい新年の慶びを感じておりました。

市民の皆さまの中には、すでに感染拡大防止に努め、これ以上何をすれば良いのか、と思われる方もいらっしゃると思います。しかしながら、感染拡大防止と経済活動との両立を目指すためにも、本年当初、誰もが輝きに満ちた一年を夢見たはずで、それが一変し、厳しい環境となつていますが、取組に向け、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

が、新型コロナウイルス感染症の発生により世界が一変してしまいました。市内においてもまだまだ感染者は増加しており感染拡大防止に向け、全国的にも「寒さから換気が行われ、全国的にも感染者数が増加しています。特に気温が下がり、空気が乾燥する時期は感染者が増えやすくなるとされており、最大限の警戒が必要です。また季節性のインフルエンザの蔓延にも注意しながら生活を送らなければなりません。

市民の皆さまの中には、すでに感染拡大防止に努め、これ以上何をすれば良いのか、と思われる方もいらっしゃると思います。しかしながら、感染拡大防止と経済活動との両立を目指すためにも、本年当初、誰もが輝きに満ちた一年を夢見たはずで、それが一変し、厳しい環境となつていますが、取組に向け、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

野外焼却の例外事項

一般廃棄物の野外焼却の禁止については、次のような例外事項があります。

【注意】野外焼却の例外事項に該当する場合でも、周辺環境に配慮する必要があります。

▼燃やせるごみとして小出しに出す（剪定枝は電話予約で、ごみ対策課 ☎473-2117が回収します。ごみの出し方については同課へお問い合わせください）

詳しくは環境政策課 ☎470-7753へ。

2年度保存樹木等補助金 交付申請を受け付けます

【補助の対象】東久留米市のみにとりに関する条例に基づき、保存樹木または保存樹林、保存生垣の所有者 ▶令和2年度内において、適正に管理されている保存樹木など

【申請受付期間】12月23日（水）～3年2月12日（金）

詳しくは環境政策課 ☎470-7753へ。